

議案第5号

阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

阿見町固定資産評価審査委員会条例(平成11年阿見町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	

議案第5号 説明資料

【一部改正の理由】

町の押印見直しの一環として審査申出人の押印及び署名規定について所要の改正を行うもの。

【改正内容】

審査申出人の審査申出における押印規定及び口述書における押印及び署名規定の見直しを行い、押印については削除し、署名については記載でも可とする。

【施行期日】

公布の日